産業標準化法第47条第１項（第55条第２項において準用する第47条第１項）の規定に基づき、業務規程（業務規程の変更）を別添のとおり届け出ます。

記

１　変更の内容
２　変更の理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
　　２　１及び２は、業務規程の変更の場合に記載すること。
　　３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第11（第29条第１項関係）

業務休止（廃止）届出書

年　　月　　日

殿

住所
届出者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞

産業標準化法第48条（第55条第２項において準用する第48条）の規定に基づき、認証の業務の一部（全部）を休止（廃止）したいので、下記のとおり届け出ます。

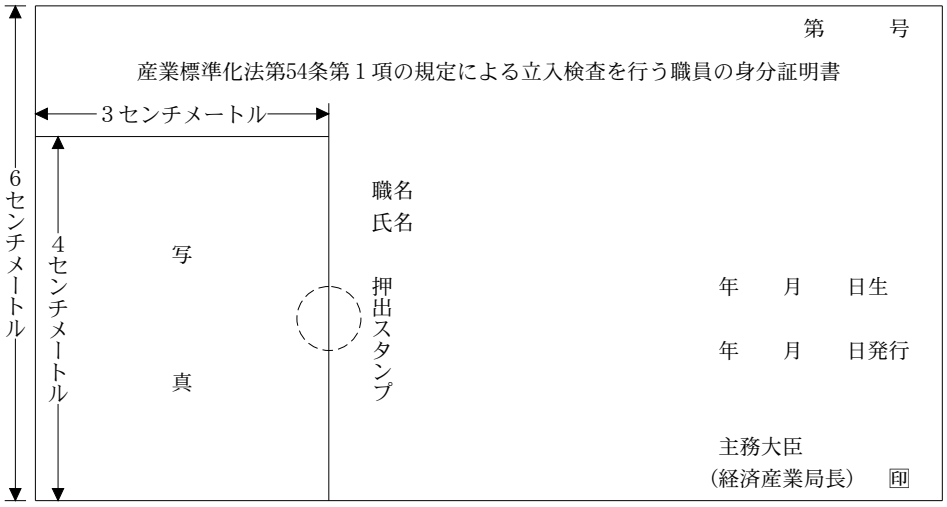
記

１　休止（廃止）しようとする認証の業務の範囲
２　休止（廃止）の予定期日
３　休止の期間
４　休止（廃止）の理由

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第12（第35条関係）

表　　面



裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第54条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第29条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第二十三条及び第二十四条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

○内閣府、総務省、国土交通省、環境省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）及び工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令の一部を改正する政令（令和元年政令第四十三号）の施行に伴い、並びに産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号）第四条第二項（同令第七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同令第一条第五項、第一条第六項、第五条第三項及び第六条第四項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭